2026 年 11 月 25 日

日本区域麻酔学会認定ワークショップの認定要件の改訂について

このたび、e-learning による単位取得の導入に伴い、認定ワークショップにおける単位認定の要件を改訂いたしましたのでお知らせいたします。

座学については、認定される最小時間単位をこれまでの 1.0 時間から 0.5 時間に変更いたします。これに伴い、単位認定方法についても見直しを行い、これまでは、1 回のワークショップにつき、座学 1 時間以上および実習 2 時間以上の受講で、開催時間にかかわらず最大 10 単位を付与しておりましたが、今後は、実際の実習時間および座学時間に応じて、認定時間を算定する方法に変更いたします。
なお、ハンズオンワークショップ参加単位 10 単位の取得には、これまでと同様に、実習 2 時間および座学 1 時間の両方を受講することが必要です。複数のワークショップの受講時間を通算して要件を満たすことも可能です。

e-learning の運用開始は、2026 年 12 月 1 日を予定しております。
また、認定要件の改訂後の取り扱いは、2026 年 12 月 1 日以降に申請されたワークショップから適用となります。

詳細につきましては、下記の改訂内容をご確認ください。

【改訂内容】
「ワークショップ参加単位」の取得要件
以下の 1，2 の両方を満たす毎に、10 単位を付与する＊

1. 実習時間：通算 2.0 時間
2. 座学時間：通算 1.0 時間＊＊

＜実習時間の定義＞
最小時間単位は 1.0 時間とする。

申請に用いる「実習時間」の規定は以下のとおり。

実際の実習時間： 60 分以上 120 分未満 → 認定される実習時間：1.0 時間
実際の実習時間：120 分以上 180 分未満 → 認定される実習時間：2.0 時間

＜座学時間の定義＞
最小時間単位は 0.5 時間とする。
申請に用いる「座学時間」の規定は以下のとおり。

実際の座学時間：30 分以上 60 分未満 → 認定される座学時間：0.5 時間
実際の座学時間：60 分以上 90 分未満 → 認定される座学時間：1.0 時間

なお、e-learning については、0.5 時間に満たない動画であっても、教育委員会が妥当と判断した場合には、0.5 時間相当の座学時間として認定することができる。

＊　例）実習時間が通算 4.0 時間かつ座学時間が通算 2.0 時間に到達した場合、ワークショップ参加単位が 20 単位付与される。
＊＊　座学は対面での受講だけでなく、オンラインまたは VOD による受講も認める。オンラインまたは VOD による受講の場合、開催者は適切な形で受講を証明できるようにする。e-learning では、動画視聴後に確認テストに合格した場合、会員ページ内に座学時間が自動記録される。

※開催者は、申請時にあらかじめ実習時間および座学時間を確定したうえで申請すること。認定時間は、申請時に届け出た時間を基準とし、実際の開催時間が申請時の予定時間を超過した場合でも、認定時間を変更することはできない。

ワークショップ・ハンズオンセミナー部会